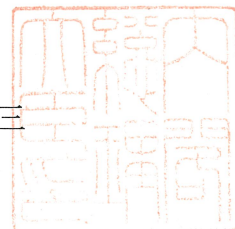




府益担第 878 号
平成28年 8月19日

公益財団法人日本財団
代表者 笹川 陽平 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年 8月19日 から 平成33年 8月18日 まで